

第2節

日本の国際協力
(開発協力と地球規模課題への取組)

2024年は、国際社会がロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の悪化、地球規模課題などが相まった複合的危機に直面する中、こうした諸課題に対応するための開発協力の重要性が一

層認識されるとともに、国内では、日本が政府開発援助（ODA）⁽¹⁾を開始してから70周年を迎える節目の年として、各種事業が展開された。

1 開発協力

(1) 開発協力大綱と日本のODA実績

ア 開発協力大綱の改定

開発途上国への関与を強化し、外交の最も重要なツールの一つである開発協力を一層効果的・戦略的に活用していくため、2023年6月、開発協力の新たな方向性を示す「開発協力大綱」⁽²⁾が閣議決定された。大綱では、開発途上国を始め様々な主体を巻き込み、互いの強みを持ち寄り、新たな解決策を共に創り上げていく「共創」を基本方針の一つとして掲げた。その施策の一つとして、オファー型協力（外交政策上、戦略的に取り組むべき分野において、ODAとその他公的資金（OOF）⁽³⁾や民間資金も含む形で、日本の強みをいかした魅力的な協力メニューを提案するもの）を打ち出した。

具体的には、2024年7月の日・フィジー首脳会合で、フィジーにおける防災分野・気候変動対策分野に係るオファー型協力で一致し、同

年10月の日・ラオス首脳会談では、ラオス及びその周辺国の電力連結性強化及びクリーン電力による脱炭素化の促進に向けたオファー型協力の活用も検討することで一致した。

また、開発途上地域への民間資金の流れがODAを含む公的資金を大きくしのぐ現状において、新たな資金動員を通じ開発効果を最大化することがますます求められることから、外務省は3月、新しい資金動員の方策を検討するため、上川外務大臣の下に「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」を立ち上げ、全3回にわたり会合を開催した。7月には、同会議でまとめられた提言書「サステナブルな未来への貢献と成長の好循環の創造に向けて」が外務大臣に提出された。

イ 日本のODA実績

2023年の日本のODA実績⁽⁴⁾については、

(1) ODA：Official Development Assistance（政府開発援助）
開発協力を進めるための公的資金のうち、開発途上国の経済開発や福祉の向上に役立つことを主目的としたもの
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>

(2) 開発協力大綱については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_202306.html

(3) OOF：Other Official Flow

(4) 日本のODAの主な形態としては、無償資金協力、債務救済、国際機関等経由及び技術協力である贈与、政府貸付等、国際機関向け拠出・出資などがある。

(1)



(2)



「贈与相当額計上方式」⁽⁵⁾によると、対前年比12.00%増の約196億37万ドルとなった。これは経済開発協力機構・開発援助委員会(OECD/DAC)⁽⁶⁾メンバーの中では、米国、ドイツに次いで第3位である。この計上方式での対国民総所得(GNI)⁽⁷⁾比は0.44%となり、OECD/DACメンバー中第12位となっている(出典:OECDデータベース(OECD Data Explorer.)(2024年12月))。

(2) 2024年の開発協力

2024年、日本は以下アからエを中心に取り組んだ。

ア ウクライナ支援とパレスチナ支援、グローバル・サウス支援、及び人道危機への対応

日本はこれまで、ウクライナ及びその周辺国など影響を受けた関係国に対し、人道、財政、食料、復旧・復興の分野で、総額120億ドル以上の支援を着実に実施してきている。ロシアによるウクライナ侵略開始直後から、ウクライナ避難民向けの医療・保健、水・衛生、シェルター、食料、女性・子どもの保護などの人道支援を行い、財政支援も迅速に実施してきた。ロシアによる攻撃により多くのエネルギー・インフラ施設が破壊され、各地で大規模な停電が発生していることを受け、2024年1月に上川外務大臣がウクライナを訪問した際、国連開発計画(UNDP)⁽⁸⁾を通じた大型変圧器7基の輸送支援、UNDP及び独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じた日系企業製を含むガスタービン発電機5基の供与に係る式典を開催した。また11月に岩屋外務大臣が同国を訪問した際には、UNDPを通じたガスタービン1機及び給

水ポンプ設備用可変周波数ドライブ15台、ガスピストン2台の供与並びにJICAを通じた小型発電機32台の供与式を行った。さらに、地雷対策については、7月、20年以上にわたり日本が地雷対策に協力してきたカンボジアにおいて、ウクライナ非常事態庁職員を対象に、ウクライナに供与した地雷除去機の運用と維持管理のための研修を実施した。

また、2023年10月に発生したハマスなどによるイスラエルに対するテロ攻撃を発端とするガザ情勢を受けて、同月から2024年11月までに、日本はパレスチナに対して総額約1億3,000万ドルの支援を実施し、12月末には追加で総額約1億ドルの支援を決定した。特にガザ危機への対処として、食料、毛布、医薬品の提供などの人道支援を実施した。

なお、対パレスチナ難民支援において不可欠の役割を果たしている国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)については、1月に発覚した職員のテロ行為への関与疑惑を受け、日本は資金拠出(約3,500万ドル)を一時停止したが、4月、日本の支援によるプロジェクトの適正性を確保することを目的として、(ア)「日本・UNRWAプロジェクト管理・モニタリングメカニズム」の設置、(イ)UNRWAのガバナンス改革などにおける女性のリーダーシップ層への参画の促進、(ウ)不正な使用があった場合に、日本が必要なあらゆる措置を講じることなどを改めて確認した上で、拠出を再開した。

アフリカを含むグローバル・サウスの国々では、ロシアによるウクライナ侵略の影響も受けたインフレの拡大、サプライチェーンの混乱などにより、食料不安・不足が深刻化し、人道危機の更なる悪化にさらされている。こうした状

(5) 「贈与相当額計上方式」(Grant Equivalent System: GE方式)は、経済協力開発機構・開発援助委員会(OECD/DAC)が標準のODA計上方式として2018年の実績から導入したものであり、政府貸付等について、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式に当てはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。以前のOECD/DACの標準であった純額方式(供与額を全額計上する一方、返済額はマイナス計上)に比べ、日本の政府貸付等がより正確に評価される計上方式と言える。(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100053766.pdf)

(6) OECD/DAC: Organisation for Economic Co-operation and Development /Development Assistance Committee

(7) GNI: Gross National Income

(8) UNDP: United Nations Development Programme



況を受け日本は、グローバルな食料安全保障への対応として、二国間、国際機関及び日本の非政府組織（NGO）経由での食料支援や生産能力強化支援などを行った。

イ 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現

世界の活力の中核であるインド太平洋地域及びビジョンを共有する幅広い国際社会のパートナーと共に「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」を実現するため、引き続き、ODAを戦略的に活用しながら具体的な取組を進めている。

日本は従来、地域の連結性強化のための「質の高いインフラ」整備、法制度整備支援、債務管理・マクロ経済政策分野の能力強化、海上安全の確保のための海上法執行機関の能力強化（巡視船や沿岸監視レーダーなどの機材の供与、人材育成など）を実施しており、引き続きこれらを推進していく。

とりわけ、質の高いインフラの整備は、FOIP実現に向けた重要な基礎である。この点、2019年のG20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に含まれる、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性、債務持続可能性などの諸要素を確保し、これらを国際スタンダードとして引き続き普及・実施していくことが重要である。2023年3月に発表されたFOIPの新たなプランでは、FOIPを実現するための取組を強化することとし、2030年までにインフラ面で官民合わせて750億ドル以上の資金をインド太平洋地域に動員し、各国と共に成長していくことを発表した。

また、2022年のG7エルマウ・サミットで立ち上げられた、質の高いインフラ投資を促進するためのイニシアティブである「グローバル・インフラ投資パートナーシップ (PGII)」⁽⁹⁾

に関し、2023年のG7広島サミットに引き続き、2024年6月のG7プーリア・サミットにおいても、G7に加え民間セクターも参加するサイドイベントが開催され、G7各国は、アフリカにおける連結性を強化する取組の紹介や、PGIIの下で民間資金を含むインフラ投資が推進されることへの期待を表明した。岸田総理大臣からは、アフリカやアジアにおける連結性の向上に係る日本の取組を紹介した上で、PGIIの成果を2025年夏に開催予定である第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）⁽¹⁰⁾にもつなげていくことを述べた。

ロ 地球規模課題への取組

日本は、開発協力大綱において、新しい時代の人間の安全保障⁽¹¹⁾の理念を指導理念として位置付け、2023年12月に改定された持続可能な開発目標（SDGs）実施指針⁽¹²⁾の下、SDGsの達成を含む地球規模課題の解決に向けた取組を進めている。引き続き、人道支援を含む、保健、食料、栄養、ジェンダー、教育、防災、水・衛生、気候変動・地球環境問題などの分野における「人間中心の国際協力」を積極的に進めていく。これに際しては、日本の国際協力NGOとの連携も活用しつつ、顔の見える開発協力を推進する。また、人道危機が長期化・多様化する中、人道と開発に加えて紛争の根本原因への対処を強化し、平和の持続のための支援を行う「人道・開発・平和の連携」の理念に基づいて、難民・避難民支援を含む人道支援、貧困削減・経済社会開発、平和構築・国造り支援を推進していく。

ハ 日本経済を後押しする外交努力

開発途上国の発展を通じて日本経済の活性化を図り、共に成長していくための取組を推進している。

(9) PGII : Partnership for Global Infrastructure and Investment

(10) TICAD : Tokyo International Conference on African Development

(11) 人間の安全保障：個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、及び一人一人が幸福と尊厳を持って生存する権利を追求するという考え方

(12) 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（2023年12月19日SDGs推進本部決定）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/kaitei_2023_jp.pdf

(12)



具体的には、今後、改定された開発協力大綱で打ち出した、日本の強みをいかした魅力的なメニューを提案するオファー型協力や、民間資金動員型ODAなどを活用した官民連携を促進していく。また、日本の優れた技術を開発途上国の開発に活用するため、官民連携型の公共事業への無償資金協力などを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を推進し、さらに、貿易円滑化や債務持続性の確保といった、質の高いインフラ投資に資する技術協力を促進していく。加えて、中小企業・スタートアップを含む日本企業の海外展開のため、JICAの民間連携事業により開発途上国におけるニーズ確認やビジネスモデルの策定を支援することで、日本企業の海外展開による開発途上国の課題解決を促進する。

(3) 主な地域への取組

ア 東・東南アジア

東・東南アジア地域の平和と安定及び繁栄は、日本の安全保障や経済発展に直結するものであり、日本にとって重要である。日本はこれまで、開発協力を通じ、同地域の経済成長や人間の安全保障を促進することで、貧困削減を含む様々な開発課題の解決を後押しし、地域の発展に貢献してきた。

中でも、東南アジア諸国連合（ASEAN）はFOIP実現のための要であり、日本は、ASEANが抱える課題の克服や統合の一層の推進を支援している。2020年の日・ASEAN首脳会議で、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」⁽¹³⁾がFOIPと本質的な原則を共有していることが確認されたことも踏まえ、日本は、AOIPの重点分野である海洋協力、連結性、SDGs、経済などに沿った日・ASEAN協力を引き続き強化していく考えである。2023年9月に発表した、「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」は、連結性強化の取組をハード・ソフトの両面で一層推進する取組であり、例えば、マニラ首都圏の旅客鉄道



フィリピンでの有償資金協力「マニラ首都圏地下鉄事業」の建設現場（5月、フィリピン・マニラ）

（フィリピン）、ビエンチャン空港の整備（ラオス）などの物理的なインフラ・プロジェクトや、日・ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）を通じたソフト面での連結性強化への支援を推進している。

また、2023年12月の日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議において採択された「日本ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント」及びその実施計画を踏まえ、幅広い具体的な協力を推進している。例えば、共創による課題解決のための官民連携の新たな取組として、2023年12月にカンボジアと合意した「オファー型協力」について、2024年3月、官民ラウンドテーブル会議を開催するなど、民間企業を始めとする様々な主体と連携しながらデジタル面での協力を加速している。

さらに、自由で開かれた国際秩序を構築するため、日本のシーレーン上に位置するフィリピンやベトナムなどに対し、巡視船や沿岸監視レーダーを始めとする機材供与、専門家派遣や研修による人材育成などを通じて、海上法執行支援を積極的に実施している。そのほか、域内及び国内格差是正、防災、環境・気候変動、エネルギー分野など、持続可能な社会の構築のための支援も着実に実施している。2024年には、海洋プラスチックごみ対策、国際公法、フードバリューチェーン開発、税関行政、感染症対策などに関する研修を実施した。また、メコン地

(13) AOIP : ASEAN Outlook on the Indo-Pacific



タイへの技術協力「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」におけるドローンを活用したプラスチック廃棄物実測（12月、タイ・チョンブリ写真提供：JICA）

域に対しても、日・メコン協力の枠組みを通じて協力を行ってきており、引き続きメコン諸国の発展に貢献していく。

ミャンマーについては、2021年2月に発生したクーデター以降の人道状況悪化を受けて、国際機関やNGOなどを通じた、ミャンマー国民に直接裨益する形での人道支援（食料、医療用品など）を実施してきている。

イ 南西アジア

南西アジアは、東アジア地域と中東地域を結ぶ海上交通の要衝に位置し、戦略的に重要な地域である。また、高い経済成長や大規模なインフラ需要が期待されるなど、大きな経済的潜在力を有しており、日本企業にとって重要な市場、生産拠点及び投資先として注目を集めている。一方、地域によっては深刻な貧困状況や、教育・保健医療などの基礎的な社会インフラの未整備、頻繁に発生する自然災害への対策、産業インフラ整備の遅れなどの課題を抱えている。日本は、人間の安全保障、SDGsの目標達成、日本企業の投資環境整備を含め、ODAを通じ、課題解決に向けた支援を行っている。

近年目覚ましい経済成長を遂げるインドに対する開発協力は「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の重要な構成要素であり、日印双方の強みを持ち寄り、新たな価値を共創

することを通じ社会的課題の解決を図ることで、日印双方の利益に資するような開発協力を推進している。地球規模課題への取組の観点からも、多くの人口を抱えるインドにおける経済社会開発の必要性が依然として非常に大きいことを踏まえ、インドの包摂的かつ持続可能な経済成長の実現を後押ししている。

2024年には、共創による産業の発展強化を目指した起業家や中小零細企業に対する支援のほか、多層的な連結性を強化するための道路、橋梁などの建設や、クリーンな経済社会開発に資する医科大学病院の建設、都市上水道整備、森林・生物多様性保全などの支援を実施している。

2023年に日本とバングラデシュとの関係が「戦略的パートナーシップ」に引き上げられ、日本は同国の2026年の後発開発途上国(LDC)卒業に向け、引き続き「ベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)」及びFOIPの新たなプランに基づく「ベンガル湾からインド北東部をつなぐ産業バリューチェーン」の両構想の下、国内及び近隣地域の連結性向上やインフラ整備、投資環境の改善などの支援を進めている。また、日本は教育や保健分野での長年にわたる支援を維持し、また急激な都市化や気候変動などの迅速な対応が必要な課題解決も支援している。このほか、日本は、2017年以来、ミャンマーからバングラデシュに大量流入し、現在も同国に滞在している避難民に対し、バングラデシュ政府や国際機関と協力して人道支援を続けている。

スリランカでは、2022年4月の対外債務の一時的な支払停止以降の、急速な外貨不足による輸入資材の欠乏などの経済危機により人道状況が悪化した。日本は、債権国会合の共同議長として、スリランカの債務再編プロセスを主導し、2024年7月には、債権国会合のメンバーとスリランカとの間で債務再編に関する覚書の署名が完了した。また、日本とスリランカとの間の二国間合意の迅速な締結に向けたスリランカ政府の意思が文書で確認されたことから、円借款事業の貸付実行などの再開を決定した。このほか、日本は廃棄物処理機材整備のための3



ナグドゥンガ・トンネルの本坑開通式
（4月15日、ネパール・カトマンズ近郊 写真提供：JICA）

億円の無償資金協力などの環境対策、経済成長のための基盤整備などの支援を継続している。

パキスタンでは、2022年の大洪水からの復旧・復興支援の継続を中心に、ハイバル・パフトゥンハー州の被災地域の母子保健機材整備（15.03億円）や、インダス川流域における洪水管理強化（28.31億円）などの協力を決定した。

ネパールでは、自然災害対策や、交通インフラの整備などを中心に協力した。特に、166.36億円の円借款を供与し、同国初の山岳交通道路トンネルとなるナグドゥンガ・トンネルの開通に貢献した。

📌 太平洋島嶼国

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがある。また、これらの国は広大な排他的経済水域（EEZ）⁽¹⁴⁾を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域である。また、かつお・まぐろ遠洋漁業にとって必要不可欠な漁場を提供している。このため、太平洋島嶼国の安定と繁栄は、日本にとって非常に重要である。

太平洋島嶼国は、経済が小規模であること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国特有の共通課題を抱えている。このような事情を踏まえ、日本は大



ソロモン諸島で、海上輸送の安全性・効率性の向上のため電子海図作成を行う「電子海図策定支援プロジェクト」の様子
（10月、ソロモン諸島 写真提供：JICA）

平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な発展を後押しするための支援を実施してきている。

7月に開催された第10回太平洋・島サミット（PALM10）には、19か国・地域の首脳など及び太平洋諸島フォーラム（PIF）事務局長が参加し、「第10回太平洋・島サミット（PALM10）日本・PIF首脳宣言」及び「第10回太平洋・島サミット（PALM10）共同行動計画」を採択した。PIFは「2050年戦略」において7分野（（ア）政治的リーダーシップと地域主義、（イ）人を中心に据えた開発、（ウ）平和と安全保障、（エ）資源と経済開発、（オ）気候変動と災害、（カ）海洋と環境、（キ）技術と連結性）を重点分野に掲げており、「共同行動計画」もそれら7分野を重点協力分野と位置付けた。また、岸田総理大臣はPALM10において、太平洋島嶼国地域にとって「存続に関わる唯一最大の脅威」である気候変動に対して、（ア）防災能力の強靱化、（イ）脱炭素化の推進、（ウ）島嶼国自身の取組の支援の3本柱から成り、日本の技術・ノウハウ・資金を総動員したオールジャパンの取組である「太平洋気候強靱化イニシアティブ」を表明した。例えば、インフラ整備分野では、パラオのミナト橋架け替えやマーシャルの国際空港旅客ターミナルビル建設、海洋分野では、ナウルの警備艇、ミク

(14) EEZ：Exclusive Economic Zone



パラオへの技術協力「環境配慮型交通システム整備プロジェクト」で試行運転中の路線バス（9月、パラオ・バベルダオブ島 写真提供：JICA）

ロネシア連邦の漁業調査監視船の供与、ソロモン諸島の国立大学水産産業研究センター整備、さらに気候変動分野では、フィジーの災害復旧スタンド・バイ借款などへの支援を表明した。

また、日本政府は、若手行政官を日本の高等教育機関への留学を通じて育成する無償資金協力事業「人材育成奨学計画（JDS）」を太平洋島嶼国の一部でも実施することとした。さらに米国などと連携して、海底ケーブルに関連する協力を進めるなど、経済安全保障に資するような新しい分野での協力も強化してきている。

工 中南米

中南米は、日本と長年にわたる友好関係を有し、約310万人の日系人が在住するなど、歴史的なつながりが深い。また、資源・食料の一大供給地域であると同時に、約6.25兆ドル規模の域内総生産を有する有望な新興市場である。一方、気候変動に伴う防災分野、保健・医療分野の脆弱性、貧困など、国際社会共通の課題において大きな開発ニーズを抱えており、日本は、各国の事情を踏まえ、様々な協力を行っている。

保健・医療分野では、パラグアイに対して、過去にODAにより建設されたアスンシオン大学病院の母子保健センターを含む公的医療機関に医療機材を整備し、母子を中心とした低所得層の保健医療アクセスの改善を図る約5億円の無償資金協力の実施を決定した。また、自然災

害に際する緊急人道支援としては、豪雨被害に見舞われたブラジルに対して、JICAを通じ、緊急援助物資を供与した。

気候変動・環境分野では、日本政府は、ドミニカ共和国に対して、首都サントドミンゴ特別区北西部に位置する区内唯一の廃棄物最終処分場であるドゥケサ処分場の場内整備や技術支援などを通じて廃棄物管理の改善を図る、66.6億円を限度とする円借款「統合的な固形廃棄物管理改善計画」の供与を決定した。また、日本政府は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）⁽¹⁵⁾を通じて約13.3億円を供与し、ベネズエラ難民・移民を多数受け入れているエクアドル、コロンビア、ブラジル及びペルーにおいて、難民・移民の保護強化及び生活立ち上げの支援を行い、難民・移民の人道支援及び社会経済的包摂を図る支援を行っている。

このほか、ハイチにおいて武装集団（ギャング）による暴力や人権侵害が頻発し、治安・人道状況が急激に悪化した事態を受けて、日本は、ハイチ情勢の安定化に貢献するため治安分野支援と人道支援を両輪とする支援を実施している。10月には、国連女性機関（UN Women）を通じて、ジェンダーに基づく暴力の被害を受



コロンビア地雷除去方法の現場検討の様子（8月、コロンビア・ボリーバル県 写真提供：JICA）

(15) UNHCR : The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees

けた女性を保護・支援し、その予防措置を講じるとともに、女性に対するエンパワーメントを推進するための約4億円の無償資金協力の実施を決定した。

また、日本は、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、チリとパートナーシップ・プログラムを交わし、防災、警察制度などの分野において、三角協力⁽¹⁶⁾を通じて中南米諸国やアフリカなどにおいて人材育成を進めている。

オ 中央アジア・コーカサス

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、アジア、欧州に囲まれ地政学上の重要性を有するほか、東アジアと欧州を結ぶ輸送路であることから、この地域の発展と安定は、日本を含むユーラシア地域全体の発展と安定や連結性の要として重要である。高い成長と人口増を続けるこの地域との協力は、国際的な環境が急激に変化していく中で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化する観点からも重要性を増している。

連結性の強化では、日本はカスピ海ルートの整備に取り組んでいる。例えば、2024年、税関分野での国際協力に取り組む世界税関機構(WCO)⁽¹⁷⁾と連携して、この地域の税関職員を対象とした通関の効率化につながる協力を開始した。

また、無償資金協力「人材育成奨学計画(JDS)」により、将来、政府中枢において政策

立案にリーダーシップを発揮することが期待される政府職員の人材育成に貢献している。このほか、経済・社会インフラ分野では、タジキスタンでの安全かつ安定的な給水サービスの確立に向けた送配水管網の建設や、ウズベキスタンやキルギスにおける医療機材の供与を決定した。さらに、アフガニスタンと国境を接する中央アジア地域における国境管理の能力強化に関する支援を行っている。

カ 中東・北アフリカ

欧州、サブサハラ・アフリカ及びアジアの結節点という地政学上の要衝に位置する中東・北アフリカ地域の平和と安定の確保は、日本のエネルギー安全保障のみならず世界の平和と安定のためにも重要である。こうした観点から日本は、同地域の平和と安定に向けた支援を行ってきた。

レバノンに対しては、2024年9月中旬以降のイスラエルによる大規模空爆により、100万人以上の国内避難民が派生し、人道状況が急激に悪化したことを受けて、日本は新たに1,000万ドルの緊急無償資金協力の実施を決定した。

シリアに対しては、日本は困難に直面する全てのシリアの人々に人道支援を提供するとの支援方針の下、シリア及び周辺国に対して2012年以降総額約35億ドルの支援を行ってきた。さらに、就学機会を奪われたシリア人の若者に教育の機会を提供するため、2017年以降、シリア人留学生144人を日本に受け入れている。また、2024年9月中旬以降、レバノン情勢悪化の影響から、レバノンから多くの避難民がシリアに流入したことを受けて、新たに1,000万ドルの緊急無償資金協力の実施を決定した。

厳しい人道状況が継続するイエメンに対しては、日本は2015年以降、合計約4億ドル以上の支援を実施してきた。2024年、日本は、国際機関とも連携し、特に人道ニーズが高い食



タラスータラズ道路ウルマル川橋梁架け替え計画
(6月、キルギス・タラス州 写真提供：JICA)

(16) 三角協力：先進国やドナー、国際機関が、開発途上国間の協力を人材、技術、資金、知識などを活用して支援すること

(17) WCO：World Customs Organization

料、保健・医療及び難民保護などの分野における人道支援に加え、中長期的な視点から、アデン港における作業場の改修や係留船の供与、JICAによる研修を通じた人材育成などの協力を行った。

アフガニスタンでは、2021年8月のタリバーンによるカブール制圧以降の深刻な人道危機の状況を踏まえ、日本は、基本的人道ニーズへの支援を含む保健・教育・食料分野などに関する人道支援を国際機関などと連携しながら実施している。また、2024年5月のアフガニスタン北部における洪水被害に対しては、JICAを通じたテントや毛布などの緊急援助物資供与を行うとともに、国際機関を通じた食料や保健などの分野における300万ドルの緊急無償資金協力を実施した。

中長期的な中東地域の安定化のためには人材育成が不可欠である。一例として、エジプトでは、エルシーシ大統領主導の下、エジプト日本学校 (EJS) やエジプト日本科学技術大学 (E-JUST) などに日本式教育が導入され、就学前教育から大学院にわたる、未来の教育・人材育成分野での協力にも力を入れている。また、12月に同国のアルマシャート計画・経済開発・国際協力相が訪日した際、藤井比早之外務副大臣との間で、民間セクター開発及び経済多角化支援のための350億円を限度とする円借款、農機貸出センターデジタル化関連機材を整備するための5億円の無償資金協力、国立文化センターにおける機材整備のための1.8億円の無償資金協力に係る計3件の交換公文に署名がされた。ガザ情勢悪化などの国際情勢を受け、中東地域全体の平和と安定におけるエジプトの重要性は一層高まっており、日・エジプトの戦略的パートナーシップの下、二国間の一層の包括的な協力強化が期待される。

トルコに対しては、2023年2月のトルコ南東部を震源とする地震により、被災した中小零細企業を対象とする緊急支援として、日本政府は、2023年12月に200億円、被災地のインフラ復旧・復興支援として2024年4月に600億円、計800億円の円借款を決定した。

キ アフリカ

アフリカは、54か国に約14億人の人口を擁し、世界の成長の原動力となり得る高い潜在性と豊富な天然資源により、引き続き国際社会の注目と期待を集めている。一方、貧困、脆弱な保健システム、テロ・暴力的過激主義の台頭など、様々な課題にも直面している。こうした中、日本は、二国間及び国際機関を通じた支援やTICADなどを通じて、長年にわたり、アフリカの発展に貢献してきた。

4月、上川外務大臣はマダガスカルを訪問し、同国のトアマシナ港拡張計画を通じて連結性を強化することや、オファー型協力を活用してマダガスカルの多角的な開発に取り組むことで同国と一致した。その後訪問したコートジボワールでは、UN Womenとの協力案件の開始式への出席や、日本が建設・改修などの支援を実施したココディ大学病院の視察などを通じて、同国との協力関係の強化を確認した。続くナイジェリア訪問では、スタートアップのアクセラレーター・ハブであるVentures Parkを視察したほか、国際避難民女性らとの対話を行い、女性・平和・安全保障 (WPS: Women, Peace and Security) の観点もいかしつつ引き続きナイジェリア北東部の安定化に向けた取組を支援していく決意を表明した。8月には、TICAD閣僚会合を東京で開催し、アフリカ47か国に加え、国際機関、民間企業、国会議員、市民団体の代表などが出席した。同会合では、「革新的解決の共創、アフリカと共に」のテーマの下、2025年のTICAD 9を見据え、未来志向の課題解決、若者と女性、連結性と知のプラットフォームの三つの視点を意識し、社会、平和と安定、経済の三つの柱について議論を行った。日本は、これまで長きにわたり、アフリカの成長を推進するとのコミットメントを、アフリカに寄り添いながら具体化してきており、アフリカと「共に成長するパートナー」として、「人」に注目した日本らしいアプローチで取組を推進し、アフリカ自身が目指す強靱なアフリカを実現していく。

(4) 適正かつ効果的なODA実施のための取組

ア 適正なODA実施のための取組

ODA事業の透明性確保及び事業計画の改善のため、実施の各段階で、外部有識者の意見を聴取し、その意見を踏まえた案件形成を行っている。案件候補の計画段階では、開発協力適正会議を一般公開形式で開催し、関係分野に知見を有する独立した委員と意見交換を行い、事業の妥当性を確認している。また、事業完了後には、JICAが実施した事業規模2億円以上の案件について、JICAが事後評価を実施して、結果を「ODA見える化サイト」で公表しており（2024年12月31日時点で5,405件掲載）、また、事業規模10億円以上の案件については、第三者による事後評価を行っている。さらに、外務省は、ODAの管理・改善と説明責任の確保を目的として、第三者による政策レベルの評価（国別評価、課題・スキーム別評価など）及び外務省が実施した案件の事後評価（事業規模2億円以上10億円未満の案件については内部評価、事業規模10億円以上の案件については第三者評価）を実施している。評価を通じて得られた提言や教訓は、今後のODAの政策立案や事業実施にいかし、事業の透明性を確保するため、評価の結果を外務省ホームページ上で公表している。

また、開発協力に携わる人員の安全を確保する観点から、外務省及びJICAでは、「国際協力事業安全対策会議」の最終報告（2016年8月発表）で策定された安全対策の実施に取り組み、国際協力事業関係者の安全対策の実効性を確保するための対応を継続・強化している。

イ 効果的なODA実施のための取組

高い事業効果を発現し得るODAの案件形成を推進するため、外務省は、日本の開発協力大綱の重点政策と開発途上国当事国が考える課題の優先度や開発計画を総合的に検討しつつ、ODAの事業対象国ごとに重点分野や方針を定めた国別開発協力方針を策定している。また、国別開発協力方針の別紙として、実施決定から完了までの段階にある案件を一覧化した事業展

開計画を策定し、個別案件が方針のどこに位置付けられ、他案件とどう関連しているかを視覚化している。こうした取組により、限られたODA予算が、日本も被援助国も重視する事業に戦略的に投入され、複数案件が有機的に関連し合う形で実施されて効果を上げることを確保している。

ウ ODAの国際的議論に関する取組

日本はODAに関する国際的な議論に積極的に貢献している。OECD/DACではODAを触媒とした民間資金の動員の促進や、気候変動問題などに関する援助の在り方について議論が行われている。また、新興ドナーが行う開発途上国支援が、国際的な基準や慣行と整合する形で説明責任と透明性を持って行われるよう、OECD/DACとして相互学習の機会を設けるなどの働きかけを行っている。

エ ODAへの理解と支持の促進のための取組

開発協力の実施に当たっては国民の理解と支持が不可欠であり、このため外務省は効果的な情報の発信を通じて国民の理解促進に努めている。外務省ホームページやODA広報X（旧ツイッター）などのSNS、YouTube動画、メールマガジンやコンテンツの制作などを通じて、幅広い層を対象に、分かりやすい政策広報に取



国際協力70周年記念シンポジウムで岩屋外務大臣の基調講演を代読する宮路拓馬外務副大臣（12月17日、東京）

特集

SPECIAL
FEATURE

国際協力70周年と新しいODA

2024年は、1954年（昭和29年）に日本が政府開発援助（ODA）を開始してから70年目の節目の年であり、年間を通して国際協力への関心を高めるための様々な記念事業を実施してきました。3月の国際協力70周年記念事業キックオフ・イベント in Kobeを皮切りに、5月に国際協力ミライ会議、9月には第33回目となるグローバルフェスタ JAPAN2024を開催しました。また、12月には、70周年記念事業の最後のイベントとして、国際協力70周年記念シンポジウムを会場とオンラインでのハイブリット形式で開催し、多くの方に参加いただきました。

また、新しいODAの方策を検討するため、上川外務大臣の下「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」を立ち上げ、国内の様々な関係者の意見を得つつ検討を行いました。

■「国際協力70周年記念シンポジウム」

「共創と連帯、そして未来へー自由で開かれた国際秩序と新たな時代の開発協力ー」をテーマとし、冒頭に小淵優子衆議院議員（JICA議員連盟会長）からの挨拶、岩屋外務大臣（宮路拓馬外務副大臣が代読）及びアヒム・シュタイナー国連開発計画（UNDP）総裁が、それぞれ基調講演を行いました。その後、ラニア・アルマシャート・エジプト計画・経済開発・国際協力相、ポーンワン・ウタヴォン・ラオス計画投資省副相、フセイン・ニヤズ・モルディブ外務省経済協力担当次官、ジャン・アントワヌ・デュフ駐日セネガル大使、アハメッド・シャッフラ駐日チュニジア大使を始めとする国内外・国際機関の要人や有識者の出席を得てパネルディスカッションを行いました。



国際協力70周年記念シンポジウムでのパネルディスカッションの様子（12月17日、東京・国連大学）

第1部では、日本の国際協力70年への評価、地球規模課題や国際情勢の変化を踏まえた各国・国際機関の課題、日本の国際協力が将来果たす可能性、今後の世界の在り方への期待・希望について意見が交わされ、第2部では、「新しい国際協力」をテーマとし、国際的な共通課題や日本国内の課題の解決に当たって国際協力が持つ意義・可能性など、新しい国際協力の在り方について議論が行われました。最後に、アヒム・シュタイナーUNDP総裁の閉会の辞をもって、本シンポジウムは終了し、年間を通して行われた国際協力70周年記念事業が締めくくられました。

■「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」

同会議から提出された提言では、日本と開発途上国が多様化する社会課題に共に取り組む上で、課題解決力を有する民間企業など、多様な主体との連携がますます重要であるとの問題意識が示されました。連携を高めるためには、ODAを触媒として、民間企業・投資家自身が経済合理性に基づく投資を行うことで、結果的に開発途上国の開発へとつながっていくようなエコシステム作りが重要であり、その方策として、持続可能な社会を実現するための金融メカニズムである「サステナブルファイナンス」¹とODAとの連携強化が重要であるとされました。加えて、同提言では、JICA海外協力隊経験者への帰国後支援などを通じた日本経済・社会への環流の重要性なども提言されました。今後、本提言も踏まえてODAの制度を見直し、昨今の環境変化に対応した「新しい国際協力」の仕組みの実現を目指していきます。

1 詳細については金融庁が立ち上げた「サステナブルファイナンス有識者会議」報告書を参照
https://www.fsa.go.jp/singi/sustainable_finance/index.html





テレビドラマ「ファーストステップ3 世界をつなぐ平和への願い」公開中（2025年2月時点）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/pagew_000001_00098.html



り組んでおり、国際協力の現場を舞台としたテレビドラマシリーズ「ファーストステップ3」などを新たに制作した。さらに、2024年は日本がODAを開始してから70年の節目に当たることから、各種記念事業が開催された。外務省は、JICAなど関係機関と連携し、国際協力70周年記念事業キックオフ・イベント in Kobe（3月）、国際協力ミライ会議（5月）、国際協力70周年記念シンポジウム（12月）を開催したほか、33回目となるグローバルフェスタJAPAN2024（9月）は、対面・オンライン配信を併用したハイブリッド形式で開催し、2日間で7万4,000人の来場・視聴者を得た。また、教育機関などで外務省員が講義を行う



国際協力70周年記念事業 メインビジュアル



国際協力70周年記念事業 ロゴマーク

ODA出前講座の実施など、若者などに向け積極的な開発協力への理解促進も図っている。海外に向けた広報としては、日本の開発協力に関する現地での報道展開を目指してODA現場での視察ツアーを実施するほか、英語や現地語などによる広報資料の作成も行っている。

2 地球規模課題への取組

(1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」が国連で採択され、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、「持続可能な開発目標（SDGs）」⁽¹⁸⁾が掲げられた。日本は、総理大臣を本部長、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長として、他の全ての国務大臣を構成員とするSDGs推進本部を設置し、SDGs達成に向けた取組を推進している。

また、官民パートナーシップを強化するため、民間セクター、市民社会、有識者、国際機関などの広範な関係者が集まるSDGs推進円卓会議を開催し、SDGs推進に関する意見交換を実施している。2030アジェンダ採択以降、国内外の多様なステークホルダーによる様々な取組やルール形成の努力の過程で、人々の意識や生活様式から産業構造や金融の流れに至るまで、日本を含む国際社会全体の経済・社会活動の在り

(18) SDGs : Sustainable Development Goals

方が急速にかつ大きく変容してきた。

一方、国際社会は、気候変動や感染症を始めとする地球規模課題の深刻化に加え、SDGs採択当時には想定されていなかった複合的危機に直面する中、2030年までのSDGs達成に向けた進捗は大きな困難に直面している。

2023年12月にSDGs推進本部によって改定されたSDGs実施指針では、人口減少や少子高齢化が加速する中、多様性と包摂性のある社会を築き、また、イノベーションをいかした社会課題の解決を通じて日本の持続的な発展と繁栄及び国際競争力の強化を実現していくため、SDGs達成に向けた取組を強化し、加速することが示された。また、国際社会のSDGs達成に向けた努力に最も効果的な形で更に貢献していく指針を示し、実施体制及びステークホルダー間の連携の強化に取り組んだ。2024年4月には上川外務大臣の下、「国際社会の持続可能性に関する有識者懇談会」を立ち上げ、SDGsの期限年である2030年以降も見据えながら、成長と持続可能性を同時に実現するアプローチを検討した。

ア 人間の安全保障

人間の安全保障とは、一人一人が恐怖と欠乏から免れ、尊厳を持って幸福に生きることができるよう国・社会造りを進めるという考え方である。日本は、長年にわたって人間の安全保障を外交の柱として提唱しており、2023年6月に改定された開発協力大綱においては、人間の安全保障を日本のあらゆる開発協力に通底する指導理念に位置付け、二国間協力においても、草の根・人間の安全保障無償資金協力などの支援を通じ、この概念の普及と実践に努めてきた。

日本は、国連においても議論を主導し、1999年に日本の主導により国連に設置された人間の安全保障基金に対し、2024年末までに累計約519億円を拠出し、国連機関による人間の安全保障の普及と実践を支援してきた。「誰一人取り残さない」という理念を掲げる「2030アジェンダ」も、人間の安全保障の考

え方を中核に据えている。また、日本からの働きかけも受けて、2024年1月には10年ぶりとなる人間の安全保障に関する国連事務総長報告が公表された。報告書では、人間の安全保障が考え方としてだけでなく実際に有用なツールとして機能してきたこと、人間の安全保障に基づくアプローチの重要性が増していることなどが指摘され、各国の自国民の生存・生活・尊厳に対するオーナーシップを前提に、国家間、人々の間、人間と地球の間の「連帯」を高めるツールであることが強調されている。さらに、4月にはグテーレス国連事務総長及びフランス国連総会議長の出席を得て、人間の安全保障に関する国連総会非公式会合が開催された。9月に国連で開催された未来サミットにおいて、岸田総理大臣は、人間の安全保障の理念の下、「人への投資」に果敢に取り組むと述べており、日本は、引き続き、人間の安全保障の概念の普及と実践に取り組んでいく。

イ 防災分野の取組

気候変動の影響により災害の頻発化・激甚化が懸念される中、防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現にとって不可欠である。日本は、幾多の災害の経験により蓄積された防災・減災に関する知見をいかし、2015年に宮城県仙台市で開催された第3回国連防災世界会議における「仙台防災枠組2015-2030」の採択を主導するなど、防災の様々な分野で国際協力を積極的に推進してきた。2024年のアジア太平洋防災閣僚級会議において、日本の重視する取組として、災害対応の強化、防災投資の促進、早期警報の整備について言及し、国際防災協力の更なる推進の必要性を発信した。

日本の主導により、2015年、第70回国連総会において全会一致で制定された「世界津波の日（11月5日）」に合わせ、2024年10月23日及び24日に「世界津波の日」高校生サミットが熊本で開催された。開会式において坂井学内閣府防災担当大臣が挨拶を行ったほか、閉会式において石破総理大臣がビデオメッセージを寄せた。また、11月5日に国連本部で開

催された「世界津波の日」の啓発イベントでは、同高校生サミットの高校生議長などが、サミットの概要について発表し、岩屋外務大臣はビデオメッセージを寄せた。さらに、10月には、第5回世界津波博物館会議がフィリピンで開催され、仙台市の高校生3人が登壇し、東北地方の災害・防災に関する博物館をまとめたガイド作成プロジェクトなどについて発表した。

日本は、国連訓練調査研究所（UNITAR）広島事務所と連携・協力し、アジア・大洋州の女性行政官などを対象として津波に関する研修を行うなどしているほか、国連開発計画（UNDP）と連携し、アジア太平洋地域の津波の発生リスクが高い国を対象とした津波避難計画の策定や津波避難訓練などを支援している。

引き続き、災害で得た経験と教訓を世界と共有し、各国の政策に防災の観点を導入する「防災の主流化」に取り組んでいく。

ウ 教育

教育分野では、2030アジェンダ採択に合わせて日本が発表した「平和と成長のための学びの戦略」の下、世界各地で様々な教育支援を行っている。2022年9月、国連教育変革サミットにおいて、岸田総理大臣は、「人への投資」を中核に位置付けた人材育成や「持続可能な開発のための教育（ESD）」⁽¹⁹⁾の推進などを表明した。また、2023年6月に改定された開発協力大綱には、万人のための質の高い教育、女性・子ども・若者のエンパワーメントや紛争・災害下の教育機会の確保が明記された。このことも踏まえ、2024年、日本は、ウクライナの子どもたちがより安全な環境で学ぶことができるよう、危機における教育のためのグローバル基金である「教育を後回しにできない基金」へ新たに資金拠出を行った。

エ 農業分野の取組

日本はこれまでG7やG20等の関係各国や国際機関とも連携しながら、開発途上国などの農

業・農村開発を支援している。世界規模での気候変動やウクライナ情勢の影響などを受け、国際機関等を経由した支援を通じて、農産品等の流通の停滞による食料システムの機能低下などに対処している。

11月、石破総理大臣は、G20リオデジャネイロ・サミットに出席し、食料安全保障や持続可能で強靱な食料システムの構築という観点の重要性を指摘した。また、議長国のブラジルがG20の枠組みで主導し、同サミットにおいて創設され、全てのG20メンバーを含む80か国が参加を表明した、世界中の飢餓と貧困を撲滅するための共同の行動の活性化などを目的とする「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」に積極的に貢献するとともに、日本の高い技術を活用し、持続可能で生産性の高い農林水産業を中南米、アフリカ諸国を含む新たなパートナーに広げていく意向を表明した。

オ 水・衛生分野の取組

日本は、1990年代から継続して水・衛生分野での最大の支援国の一つであり、日本の経験・知見・技術をいかした質の高い支援を実施しているほか、国際社会での議論にも積極的に参加してきている。2016年12月には、水管理の在り方の転換を促す「持続可能な開発のための水」国際行動の10年（2018年-2028年）が国連総会で採択され、国際社会においても水に関わる取組が重要視されている。日本としても、2022年4月に熊本市で開催されたアジア・太平洋水サミットにおいて、岸田総理大臣から、日本が各国や国際機関と協調・連携しながら、水に関する社会課題解決に積極的に取り組むことを含む、日本の貢献策「熊本水イニシアティブ」を発表した。また、2024年6月には、「持続可能な開発のための水」国際行動の10年に関する第3回ハイレベル国際会議が開催され、上川外務大臣はビデオメッセージで、前述の「熊本水イニシアティブ」などを始め、様々な取組を推進すると述べ、女性や子供、若

(19) ESD : Education for Sustainable Development

者や高齢者、障がいがある方や先住民族など、脆弱な立場の人々に焦点を当て、誰一人取り残さず、望ましい未来のために水を通じて、全ての目標とゴールを達成できるよう、力を合わせていきたいと述べた。

(2) 国際保健

保健は、人間一人一人の生存・生活・尊厳を守り、日本が提唱する人間の安全保障を実現していく上で必要不可欠な基礎的条件である。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の世界的流行拡大（パンデミック）は、国際保健が人々の健康に直接関わるのみならず、日本を含む国際社会にとって、経済、社会、安全保障上のリスクにも関わる重要な課題であることを浮き彫りにした。こうした認識の下、新型コロナの教訓も踏まえ、日本政府は2022年5月に「グローバルヘルス戦略」を策定した。同戦略では、グローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA）⁽²⁰⁾の構築に貢献し、パンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防、備え及び対応（PPR）⁽²¹⁾を強化すること、また、人間の安全保障を具現化するため、ポスト・コロナの新たな時代に求められる、より強靱、より衡平、かつより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）⁽²²⁾を達成することを目標として掲げている。

日本は、引き続き、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）、Gaviワクチンアライアンス⁽²³⁾、ユニットエイド、UHC2030⁽²⁴⁾、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）、国連人口基金（UNFPA）、国際家族計画連盟（IPPF）などの官民連携パートナーシップ・国際機関と緊密に連携し、国際保健の諸課題に取り組んでいる。また、「パニック」と「忘却」の連鎖を断ち切り、次のパンデミッ

クに向けて世界の構造的な変化を導くという理念の下、日本が主催又は参加する様々な国際会議を通じ、国際世論の喚起やモーメンタム（機運）の維持にも継続して取り組んでいる。

具体的には、2023年のG7広島サミットでの成果・フォローアップを踏まえ、2024年も積極的に国際保健に関する議論に貢献している。6月のG7プーリア・サミットの成果文書では、UHCの達成、感染症危機対応医薬品等（MCMs）⁽²⁵⁾への衡平なアクセス、GHAの強化の必要性、財務及び保健トラックの連携など、日本が重視し、広島サミットなどで強調してきた内容が盛り込まれた。11月のG20リオデジャネイロ・サミットの成果文書においても、GHAにおける世界保健機関（WHO）⁽²⁶⁾の中心的な調整の役割が再確認されるとともに、UHCやMCMsへの衡平なアクセスなどの文言が盛り込まれた。

MCMsへの衡平なアクセスに関しては、2024年6月、アフリカにおける持続可能なワクチン製造基盤の確立及びワクチン供給の強靱性の向上を目的とした「アフリカにおけるワクチン製造アクセラレータ（AVMA）」が立ち上げられ、日本は立上げ会合に出席するとともに支援を表明した。

8月のアフリカ開発会議（TICAD）閣僚会合の際、それぞれ「アフリカにおけるUHC達成のためのグローバルヘルス・ファイナンスング」及び「日本企業のイノベーションで加速するUHC達成に向けた取組」をテーマとした二つのテーマ別イベントが開催され、アフリカ諸国及び官民連携基金などの代表者らが参加して活発な議論を行った。

9月の国連総会ハイレベルウィーク期間中には、前年に続き、国際保健に関連する多くのイベントが行われた。その一つとして、外交当局

⁽²⁰⁾ GHA（Global Health Architecture）：国際保健の体制

⁽²¹⁾ PPR：Prevention, Preparedness and Response

⁽²²⁾ UHC（Universal Health Coverage）：全ての人々が基本的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できる状態

⁽²³⁾ Gavi（The Global Alliance for Vaccines）：開発途上国における予防接種を支援する官民パートナーシップ

⁽²⁴⁾ UHCを2030年までに達成することを目指し、国際社会におけるUHC推進のための活動を展開する機関

⁽²⁵⁾ MCMs：Medical Countermeasures

⁽²⁶⁾ WHO：World Health Organization

間の国際保健安全保障チャンネル（FMC）閣僚級会合が挙げられる。新型コロナ対策に係る外相間の枠組みとして開催された「新型コロナ対策（グローバル行動計画）に関する外相会合（GAP会合）」の後継として、米国の主導により2024年3月に立ち上げられた同枠組みは、国際保健安全保障の議論における外交当局間の協力・調整の重要性を反映するものといえる。このほかにも、薬剤耐性（AMR）ハイレベル会合では、AMRに関する政治宣言がコンセンサスで承認され、その後10月の国連総会において採択された。

新型コロナのような世界的な健康危機に対しては国際社会が一致して対応する必要がある、パンデミックの「PPR」の強化のために国際的規範を作ることが目指されている。WHO加盟国は、2021年から2022年にかけて、国際保健規則（IHR）改正のための議論を行うこと、また、パンデミックのPPRに関するWHOの新たな法的文書（いわゆる「パンデミック条約」）の作成に向けた交渉を行うことを決定した。その後、2年余りにわたる議論及び交渉の結果、2024年5月末に開催されたWHO総会においてIHRの改正がコンセンサスによって採択されたが、「パンデミック条約」については交渉の延長が決定された。日本は、パンデミックのPPRを強化するため、国際的な規範を強化することが重要であるとの立場であり、国際的な感染症対策の促進のために、引き続き交渉に建設的に参加していく。

(3) 労働・雇用

働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）の促進は、2030アジェンダにおける目標の一つとして挙げられ（目標8：包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する）、その実現は、国際労働機関（ILO）⁽²⁷⁾において

も、活動の主目標として位置付けられている。

日本は、ILOへの任意拠出を通じ、開発途上国における労働安全衛生水準の向上や社会保険制度の構築などに対する支援を積極的に行い、労働分野での持続可能な開発に取り組んでいる。1月、日本は、ILOが打ち出した、国・地域・国際機関の枠組みを超えた協調の下、全ての人の、あらゆる場所での社会正義とディーセント・ワークの促進を目指す「社会正義のためのグローバル連合」の構想に参加を表明し、同構想が具体的な成果を上げられるよう貢献している。

(4) 環境・気候変動

ア 地球環境問題

2030アジェンダに環境分野の目標が記載されるなど、地球環境問題への取組の重要性は広く認識され、国際的な関心も更に高まっている。日本は、多数国間環境条約や環境問題に関する国際機関などにおける交渉及び働きかけを通じ、自然環境の保全及び持続可能な開発の実現に向けて積極的に取り組んでいる。2月にナイロビ（ケニア）で開催された第6回国連環境総会では、「気候変動、生物多様性の損失、汚染に取り組むための効果的で包摂的かつ持続可能な多国間行動」というテーマの下で様々な環境問題が取り上げられた。日本は「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進」に関する決議を共同提案し、採択に向けた議論を主導した。5月にはアンティグア・バーブーダで第4回小島嶼開発途上国（SIDS）国際会議が開催され、SIDSの持続可能な開発について議論が交わされた。日本からは穂坂泰外務大臣政務官が出席し、日本のSIDSへの協力などについて紹介した。さらに、日本は、複数の環境条約の資金メカニズムとして世界銀行に設置されている地球環境ファシリティ（GEF）⁽²⁸⁾の主要拠出国の一つとして、地球規模の環境問題に対応するプロ

(27) ILO : International Labour Organization

(28) GEF : Global Environment Facility

プロジェクトの実施に貢献している。

(ア) 海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、不法投棄や不適正な廃棄物管理などにより生じ、海洋の生態系、観光、漁業及び人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年その対応の重要性が高まっている。2019年のG20大阪サミットにおいて打ち出した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画（UNEP）⁽²⁹⁾等の国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援など、主にアジア地域において環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援などを行っている。海洋環境などにおけるプラスチック汚染対策のための新たな国際枠組み作りに向けた機運の高まりを受け、2022年3月の第5回国連環境総会において、海洋環境などにおけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の策定のための政府間交渉委員会（INC）⁽³⁰⁾を設立し、2024年末までに作業完了を目指すことが決定された。日本は、2024年4月にオタワ（カナダ）で開催された第4回INC会合及び11月に釜山（韓国）で開催された第5回INC会合において、主要なプラスチック大量消費国・排出国が参加する実効的・進歩的な条約の策定を目指し、精力的に交渉に参加した。第5回のINC会合においては、議長が新たな条文案を示すなど一定の進展もあったが、プラスチックの生産制限などでは、引き続き各国の意見に隔たりが残り、条文案の実質合

意には至らなかった。今後、交渉継続のため再開会合が開催されることとなっており、日本としては早期の交渉妥結に向け、引き続き積極的に議論に貢献していく。

海洋環境の保全、漁業、海洋資源の利用などについて議論を行う「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル」⁽³¹⁾では、9月に第6回首脳会合が開催され、2025年6月に開催される第3回国連海洋会議（UNOC3）⁽³²⁾、そして2025年以降の持続可能な海洋経済の実現に向けた同パネルの貢献に関し議論が行われた。日本からは、岸田総理大臣のメッセージとして、UNOC3について、海洋国家である日本としても積極的に参加する意向であり、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱国として、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書についても、引き続き積極的に交渉に関与していくことを発信した。また、2025年以降の海洋パネルが貢献できる分野の一例として、ブルーカーボン⁽³³⁾を挙げ、同分野における日本の取組を紹介した。

(イ) 生物多様性の保全

日本は、生物多様性保全のための国際的な議論に積極的に関与している。10月、カリ（コロンビア）で開催された生物多様性条約第16回締約国会議（COP16）では、遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）の使用の利益配分に関する多国間メカニズムの大枠や、先住民及び地域社会の参画に関する補助機関の設置に関する決定のための議論に日本としても参加し、決定の採択に貢献した。また、日本は、GEFの下で運用され、昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）⁽³⁴⁾の実施を促進するためのGBF

⁽²⁹⁾ UNEP : United Nations Environment Programme

⁽³⁰⁾ INC : Intergovernmental Negotiating Committee

⁽³¹⁾ 主要な海洋国家の首脳で構成される会議であり、ノルウェー首相とパラオ大統領が共同議長を務める。日本は2018年の設立時に参加招請を受けて以降、歴代の内閣総理大臣がメンバーに就任してきた。メンバー国（2024年時点）は、ノルウェー、パラオ、日本、オーストラリア、カナダ、チリ、フィジー、フランス、ガーナ、インドネシア、ジャマイカ、ケニア、メキシコ、ナミビア、ポルトガル、アラブ首長国連邦（UAE）、セーシェル、英国、米国

⁽³²⁾ UNOC : United Nations Ocean Conference

⁽³³⁾ 沿岸・海洋生態系が光合成によりCO₂を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと（出典：環境省ホームページ）

⁽³⁴⁾ GBF : Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework

基金（GBFF）⁽³⁵⁾に拠出した。GBFF評議会では、同年12月までに40案件の提案書が承認された。

近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つとなっているとして、国際社会で注目されている。日本は、ワシントン条約⁽³⁶⁾のゾウ密猟監視（MIKE）⁽³⁷⁾プログラムへの拠出などを通じてこの問題に真摯に取り組んでいる。近年では、2022年にザンビア及びブルワンダに密猟監視施設を提供したことに加え、2022年にはボツワナ、2023年にはジンバブエにも野生動物の密猟及び保全対策に関連する施設の供与を決定している。また、2022年に開催されたワシントン条約の第19回締約国会議（COP19）において、アジア地域からの常設委員会メンバーとして選出されており、COP会期間においても国際的な議論に積極的に貢献している。

日本は、食料・農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用の促進に関する国際ルール作りにも貢献している。4月及び9月に開催された食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）⁽³⁸⁾の作業部会への参加を通じ、遺伝資源へのアクセス及び育種を始めとする遺伝資源の利用を促進するため、多数国間の制度（MLS）⁽³⁹⁾の対象となる遺伝資源の範囲の拡大及びその機能改善に向けて、議論に参画した。

森林分野の取組に関しては、日本は、国際熱帯木材機関（ITTO）⁽⁴⁰⁾への拠出を通じ、熱帯林の持続可能な経営及び持続的・合法的な熱帯木材の貿易の促進などに資する熱帯林の生産国におけるプロジェクトを2024年も継続的に実施した。5月には、加盟国の票決により、ITTOの設置根拠である国際熱帯木材協定（ITTA）が2029年12月まで再延長された。

12月には、ITTO第60回理事会が横浜で開催され、2030年以降に向けた新ITTAの交渉や行財政事項などについて議論が行われた。

12月、リヤド（サウジアラビア）で、砂漠化対処条約第16回締約国会議（COP16）が開催され、干ばつ対策に関する新たな枠組みの設立などに向けた議論が行われた。日本は、補助機関である科学技術委員会での議論や、条約実施レビュー委員会における土地劣化対策の議論に積極的に参加した。

（ウ）化学物質・有害廃棄物の国際管理

10月から11月にかけて、バンコク（タイ）で、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」第13回締約国会議（COP13）及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」第36回締約国会合（MOP36）が合同で開催され、大気モニタリングの強化など、議定書の効果的な運用に関する議論が行われた。「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」及び「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」に関しては、2023年の合同締約国会議で採択された附属書改正の国内実施の準備などが進められている。

「水銀に関する水俣条約」では、2023年に開催された第5回締約国会議の決定に基づき、同条約による措置の有効性を評価するための作業グループが設置された。2024年には同グループの会合が計3回開催され、日本は共同議長として議論に貢献した。

(35) GBFF : Global Biodiversity Framework Fund

(36) 正式名：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES : Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）

(37) MIKE : Monitoring the Illegal Killing of Elephants

(38) ITPGRFA : International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture

(39) MLS : Multilateral System

(40) ITTO : International Tropical Timber Organization

イ 気候変動

(ア) 国連気候変動枠組条約とパリ協定

気候変動の原因である温室効果ガスの排出削減には、世界全体での取組が不可欠である。1992年に採択された国連気候変動枠組条約は、気候変動に対処するための国際的な枠組みであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的としている。1997年の同条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書は、先進国にのみ削減義務を課す枠組みであった。2015年12月、パリで開催された第21回締約国会議（COP21）では、先進国・開発途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて各国が独自に設定する目標である「国が決定する貢献（NDC）」⁽⁴¹⁾を提出し、同目標の達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みであるパリ協定が採択された。同協定は2016年11月に発効し、日本を含む195の国・機関が締結している（2024年末時点）。

(イ) 2050年ネット・ゼロ実現に向けた取組

2020年10月、日本は、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。2021年4月には、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、更に50%の高みに向け挑戦を続けることを表明した。これを踏まえ、2021年10月、新たな削減目標を反映したNDC及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組を反映した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を国連気候変動枠組条約事務局に提出した。

(ウ) 国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）

11月11日から11月24日に、バクー（アゼルバイジャン）で開催されたCOP29では、先

進国全体で年間1,000億ドルを支援するとした従来の目標に代わる、2025年以降の新たな目標である新規合同数値目標（NCQG）⁽⁴²⁾が議論された。その結果、「2035年までに少なくとも年間3,000億ドル」の開発途上国支援目標が決定されるとともに、全てのアクターに対し、全ての公的及び民間の資金源からの開発途上国向けの気候行動に対する資金を、2035年までに年間1.3兆ドル以上に拡大するため、共に行動することを求めることが決定された。

このほか、緩和について建築と都市システムの脱炭素化などに向けた取組が議論された。さらに、温室効果ガスの排出削減・吸収量の国際的な取引に関するパリ協定第6条の詳細運用ルールが決定され、同条の完全な運用が実現する運びとなった。

(エ) 開発途上国の気候変動対策への支援

日本を含む先進国は、開発途上国が十分な気候変動対策を実施できるよう、開発途上国に対して、資金支援、能力構築、技術移転といった様々な支援を実施している。

日本は、2021年のG7コーンウォール・サミット及び国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）において、2021年から2025年までの5年間で官民合わせて最大約700億ドル規模の支援及びその一環として、従来の倍となる約148億ドルの適応分野への支援を表明し、引き続きその着実な実施を進めている。

こうした支援においては、開発途上国の気候変動対策を支援する多数国間基金である「緑の気候基金（GCF）」⁽⁴³⁾も重要な一角を成している。日本は、同基金にこれまで累計で約3,190億円を拠出してきており、2023年10月には、第2次増資期間（2024年から2027年まで）においても第1次増資と同規模の最大約1,650億円を拠出することを表明した。

また、開発途上国の気候変動や災害への対応

(41) NDC : Nationally Determined Contribution

(42) NCQG : New Collective Quantified Goal

(43) GCF : Green Climate Fund

能力を高め、金融面での強靱性を高めることを目的とし、2022年に世界銀行の下にマルチドナー信託基金として「グローバル・シールド・ファイナンス・ファシリティ（GSFF）」⁽⁴⁴⁾が立ち上がった。これは、地域リスクプールの立ち上げや強化、リスク移転のための保険料融資など、災害リスク保険などのリスクファイナンスに関する資金支援及び技術支援を実施するもので、日本は2024年3月に6.85億円の拠出を行った。

2023年に開催されたCOP28では、特に脆弱な開発途上国が気候変動の悪影響によって負う損失及び損害（ロス&ダメージ）に対処するため、「ロス&ダメージに対応するための基金（FRLD）」⁽⁴⁵⁾の制度の大枠が決定された。日本は2024年3月、同基金に対して1,000万ドル（13.7億円）の拠出を行った。同基金では、4月から12月までに計4回の理事会が開催され、理事会のホスト国をフィリピンとすることを決定したほか、事務局長の選出、世界銀行に基金事務局を設置するための法的基盤の整備などが進展した。日本は理事会の一員として、同基金の適切な運用に向けた議論に積極的に貢献している。

（オ）アジア・ゼロミッション共同体（AZEC） 構想⁽⁴⁶⁾

10月、日本は、ASEAN関連首脳会議（ビエンチャン（ラオス））の機会に、第2回アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合を開催し、脱炭素化・経済成長・エネルギー安全保障を同時に実現するため、産業構造やエネルギー構成などの各国の事情を踏まえた多様な道筋の下でネット・ゼロを達成するAZEC原則の重要性を改めて発信した。同会合では、AZECパートナー国が多様な道筋を通じたエネルギー

移行と脱炭素化を進める地域戦略の実施を加速することで、世界の脱炭素化に貢献することなどを確認するAZEC首脳共同声明を採択した。また、(1) アジアの脱炭素化に資する活動を促進するルール形成を含む「AZECソリューション」の推進、(2) 温室効果ガス排出量の多いセクターの脱炭素化及び排出削減を促進するためのイニシアティブの始動、(3) 具体的なプロジェクトの推進、の三つを柱とする「今後10年のためのアクションプラン」について一致した。さらに、石破総理大臣から、2023年12月の第1回首脳会合以降、日本とAZECパートナー国との間で約120件の協力案件を実施していることを紹介したほか、将来的には域内のクリーンエネルギーの供給基地として、地域の脱炭素化に貢献するため、ラオスにおけるオフター型協力を検討すると表明した。

（カ）二国間クレジット制度（JCM）⁽⁴⁷⁾

JCMは、パートナー国への優れた脱炭素技術などの普及を通じ、パートナー国での温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、その成果の一部をクレジットとして日本が獲得し、NDCの達成に活用する制度である。2022年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」では、2025年を目途にJCMパートナー国を世界全体で30か国程度とすることを目指し、関係国との協議を加速していくこととしている。2024年には新たにウクライナとJCM協力覚書に署名し、同年末時点でパートナー国は29か国となった。同年12月現在、パートナー国との間で250件以上のJCMプロジェクトを実施している。引き続き世界全体の温室効果ガスの排出削減に向け、プロジェクトの推進や新規案件発掘を進めていく。

⁽⁴⁴⁾ GSFF : Global Shield Financing Facility

⁽⁴⁵⁾ FRLD : Fund for responding to Loss and Damage

⁽⁴⁶⁾ アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC : Asia Zero Emission Community）：2022年1月、アジア各国が脱炭素化を進めるとの理念を共有し、エネルギー移行を進めるために協力することを目的として日本が提唱した構想。インドネシア、オーストラリア、カンボジア、シンガポール、タイ、日本、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ラオスの計11か国が参加する枠組み

⁽⁴⁷⁾ JCM : Joint Crediting Mechanism

(キ) 国際司法裁判所に対する勧告的意見の要請と日本の対応

2023年3月、国際司法裁判所 (ICJ)⁽⁴⁸⁾ に対して気候変動に係る諸国の義務に関するICJ勧告的意見を要請する国連総会決議が採択されたことを受け、ICJによる勧告的意見の発出に向けた手続が行われている。日本は、2024年3月に陳述書をICJに提出した上で、同年12月の口頭手続において陳述を行った。口頭陳述では、日本の気候変動対策に関する基本的立場や取組について述べた上で、気候変動分野における国際法上の義務及び法的帰結に関する日本の見解を表明した。具体的には、環境分野における確立された国際法規について考慮しつつ、ICJの勧告的意見においては、気候変動対策に関する主要な法的枠組みであって国際社会の大多数が締約国となっている国連気候変動枠組条約、パリ協定などの国際約束に基づいて各国の義務を判断すべきであることなどを述べた。日本は、口頭手続への参加も含めICJの活動に引き続き貢献していくことで、国際社会の法の支配の強化のために積極的に関与していくとともに、人類共通の喫緊の課題である気候変動への対処に積極的に取り組んでいく。

(5) 北極・南極

ア 北極

(ア) 北極をめぐる現状

北極海を中心に、北緯66度33分以上は北極圏とされており、米国、カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシアの5か国が北極海に面する北極海沿岸国、これにアイスランド、スウェーデン、フィンランドを加えた8か国が北極圏国とされている。

北極海においては、有効な対策がとられない場合、今世紀半ばまでには夏季の海水がほぼ消失する可能性が高いと予想されている。さらに、北極では地球上の他のいずれの地域よりも

地球温暖化の影響が増幅しており、地球温暖化による北極環境の急速な変化は、北極圏の人々の生活や生態系に深刻で不可逆的な影響を与えるおそれがある。一方、海氷の減少に伴い北極海航路の利活用や資源開発を始めとする経済的な機会も広がりつつある。また、一部の北極圏国が自国の権益確保などのため安全保障上の取組を強化する動きもある。

北極に関する課題対処においては、8か国の北極圏国によって設置された北極評議会 (AC: Arctic Council)⁽⁴⁹⁾ が中心的役割を果たしており、ACにおける関係国や先住民を交えた議論や知見の共有を踏まえ、閣僚会合で決定される方針が、北極における協力を方向付けている。北極圏国の北極政策は、気候変動対策、環境保護、持続可能な発展、先住民の権利・生活などを優先事項と位置付けており、ACにおいてもこれらに関する協力が行われている。また、ACは軍事・安全保障課題を扱わないこととしている一方で、北極の平和・安全保障は北極圏国が重視する課題となっている。

また、地球温暖化や経済的機会の広がりを背景に、近年は非北極圏国も北極に対する関心を高めており、日本のほか、英国、フランス、ドイツ、スペイン、オランダ、ポーランド、中国、インド、イタリア、シンガポール、韓国、スイスがACのオブザーバーとなっている。

(イ) 日本の北極政策と国際的取組

日本も2015年に「我が国の北極政策」を策定し、研究開発、国際協力、持続的な利用を3本柱に、国際社会に貢献することを目指しており、北極に関する課題を所掌する北極担当大使のポストを設けている。また、2024年に策定された「海洋開発等重点戦略」においても、北極域での研究開発や持続可能な利活用の探求、北極政策における国際連携の推進などを進めるべきとされている。

(48) ICJ: International Court of Justice

(49) 北極圏に係る共通の課題 (特に持続可能な開発、環境保護など) に関し、先住民社会などの関与を得つつ、北極圏8か国 (カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン及び米国) 間の協力・調和・交流を促進することを目的に、1996年に設立された政府間協議体 (軍事・安全保障事項は扱わない)。日本は2013年にオブザーバー資格を取得した。

日本は北極圏国との二国間関係や地域協力の中で北極に係る協力も重視しており、1月の上川外務大臣のフィンランド訪問時に発表した日本の北欧外交の基本方針「北欧外交イニシアティブ」においても北極を主要な協力分野に掲げている。また、ACのオブザーバーとして、動植物相保全、海洋環境保護、持続可能な開発などをテーマにしたAC傘下の高級北極実務者会合、分野別作業部会や専門家会合での議論や知見の共有を通じてACの取組に貢献してきており、引き続きこれらの会合に積極的に参加していく。さらに、北極圏国が主催し、産官学の多様な関係者が参加する様々なフォーラムにおいても北極に関する課題について意見交換や知見の共有が進められており、日本はこれらのフォーラムにも参加することで、北極の科学研究に関する知見を共有し、北極海における法の支配の重要性を発信している。

イ 南極

(ア) 南極と日本

日本は1957年に開設した昭和基地を拠点に南極地域観測事業を推進してきており、日本の高い技術力をいかした観測調査を通じて地球環

境保全や科学技術の発展における国際貢献を行っている。また、1959年に採択された南極条約の原署名国として、南極の平和的利用に不可欠な南極条約体制の維持・強化に努め、南極における環境保護、国際協力の促進に貢献してきている。

(イ) 南極条約協議国会議と南極の環境保護

5月、コチ（インド）で開催された第46回南極条約協議国会議（ATCM46）では、南極地域における観光活動に関する枠組み、情報交換、気候変動問題への南極条約体制としての取組などについて議論が行われた。

(ウ) 日本の南極地域観測

長期にわたり継続的に実施している基本的な南極観測に加え、2022年度から2027年度までの南極地域観測第10期6か年計画に基づき研究観測を実施する。第10期6か年計画では、南極域における氷床、海洋大循環、大気大循環や超高層大気などの過去と現在の変動の把握とその機構の解明を目的として、各種研究観測を実施することを予定している。

3 科学技術外交

科学技術は、経済・社会の発展を支え、安全・安心の確保においても重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤となる要素である。日本はその優れた科学技術をいかし、「科学技術外交」の推進を通じて、日本と世界の科学技術の発展、各国との関係促進、国際社会の平和と安定及び地球規模課題の解決に貢献してきている。その一環として、外務大臣科学技術顧問の活動を通じた取組に力を入れている。

外務省は、2015年9月、外務大臣科学技術顧問制度を創設し、岸輝雄東京大学名誉教授を初の外務大臣科学技術顧問に任命し、2020年4月には、松本洋一郎東京大学名誉教授をその後任の顧問（外務省参与）に任命した。また、

顧問を補佐するため2019年4月に狩野光伸岡山大学教授が最初の外務大臣次席科学技術顧問に就任した。2022年4月からは小谷元子東北大学理事・副学長が新たに次席顧問に就任している。松本顧問及び小谷次席顧問は、日本の外交活動を科学技術面で支え、各種外交政策の企画・立案における科学技術・イノベーションの活用について外務大臣及び関係部局に助言を行う役割を担っている。

外務省は外務大臣科学技術顧問の下に科学技術の各種分野における専門的な知見を集め、外交政策の企画・立案過程に活用するための「科学技術外交アドバイザー・ネットワーク」を構築しており、その一環として松本顧問を座

長、小谷次席顧問を副座長とし、さらに22人の有識者から成る「科学技術外交推進会議」を設置し、科学技術外交の体制・機能強化へ向け、様々なテーマで議論を行っており、2024年は4月に同会議第7回会合を開催した。また、3月には外務省と国立研究開発法人科学技術振興機構の共催による「第3回科学技術外交シンポジウム」で、松本顧問が現在の国際情勢を踏まえたこれからの科学技術外交について基調講演を行った。

松本顧問及び小谷次席顧問は、各国外務省の科学技術顧問などが参加する「外務省科学技術顧問ネットワーク (FMSTAN)」⁽⁵⁰⁾の会合などの場を活用し、各国政府の科学技術顧問らとのネットワークの構築・強化に努めている。5月には、両顧問は、ルワンダで開催されたFMSTAN会合と「政府に対する科学的助言に関する国際ネットワーク (INGSA)」⁽⁵¹⁾国際会議に出席し、科学的助言の在り方について各国の科学技術顧問などと意見交換を行った。そのほか、松本顧問は1月に米国・サンフランシスコ、5月にベルギー、10月に欧州（英国・ロンドン、スイス・ジュネーブ、フランス・ストラスブール、チェコ・プラハ）を、小谷次席顧問は3月にフィジー、10月にスウェーデン、ドイツを訪問し、現地の科学技術関係機関との会合において日本の科学技術外交の取組などを紹介し、関係者と科学技術協力などについての意見交換を行った。

さらに、松本顧問は、外務省内の科学技術に関する知見向上のため、様々な専門分野の有識者を招いた科学技術外交セミナーを定期的に関



科学技術外交推進会議第7回会合に出席する上川外務大臣
(4月22日、東京)

催している。

各国との科学技術協力では、日本は47か国及びEUとの間で33の二国間科学技術協力協定を締結しており⁽⁵²⁾、同協定に基づき定期的に合同委員会を開催し政府間対話を行っている。2024年は、ノルウェー、フィンランド、カナダ、米国、南アフリカとそれぞれ合同委員会を開催し、関係府省などの出席の下、様々な分野における協力の現状や今後の方向性などを協議した。

多国間協力では、日本は、旧ソ連の大量破壊兵器研究者の平和目的研究を支援する目的で設立され、現在では化学、生物、放射性物質、核などの幅広い分野における研究開発などを支援する国際科学技術センター (ISTC)⁽⁵³⁾の理事国として、中央アジア・コーカサス地域を中心に支援を行っているほか、フュージョン（核融合）エネルギーの科学的・技術的な実現可能性を実証する「ITER（イーター：国際熱核融合実験炉）計画」などの活動に参画している。

⁽⁵⁰⁾ FMSTAN : Foreign Ministries Science and Technology Advisors Network

⁽⁵¹⁾ INGSA : International Network for Government Science Advice

⁽⁵²⁾ 内訳については外務省ホームページ参照：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/technology/nikoku/framework.html>

日ソ科学技術協力協定をカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、トルクメニスタン、タジキスタンが各々異なる年月日に承継。日・チェコスロバキア科学技術協力取極を1993年にチェコ及びスロバキアが各々承継。日・ユーゴスラビア科学技術協力協定をクロアチア、スロベニア、マケドニア（国名は当時）、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロが各々異なる年月日に承継

⁽⁵³⁾ ISTC : International Science and Technology Center

